

三郷市立戸ヶ崎小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、目指す学校像を「学びと笑顔、元気あふれる学校」とし、三郷の教育「四つの礎」「授業改善」「日本一の読書のまち三郷の推進」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」に基づき、特色ある教育活動を展開している。

「授業改善」では「授業の心得」を基盤とし、教員一人一人が分かる授業を心がけ、児童に確かな学力の定着を図っている。児童は落ち着いて学習に取り組んでいる。

読書活動では、学校図書館司書と連携して学校図書館を積極的に活用し、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな児童の育成に努めている。

「家庭教育の充実」では「親の学習」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

「夢への挑戦」では「チャレンジ&各校チャレンジPlus」への積極的な取組を推奨し、児童に自信を持たせ、自己肯定感の高揚につなげている。

本校において、いじめの防止、早期発見等、対応が計画的に行われるよう、令和6年8月改訂、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道德教育の充実

- ・道德の授業では、児童生徒の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。また、道德の授業をはじめ全教育活動をとおして、考え、議論することにより、正面からいじめ問題に向き合う。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という、人間性豊かな心を育てる。
- ・学校公開日・授業参観日等で、年間一回は、全担任が道德授業を公開する。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 児童会主体の取組

- ・児童代表委員会が内容を企画し、定期的に異学年の交流活動を行う。また、異学年で清掃を行うことを通して協力性を高めるとともに、上学年への憧れ感や下学年への思いやりの気持ちを持てるようにする。
- ・「わくわく集会」を計画・実施し、学級の団結力を高めると同時に、保護者や地域と児童との繋がり場とする。
- ・児童一人一人が「笑顔いっぱい宣言カード」を作成し、全学級に掲示する。

(4) 意識の啓発

- ・11月に児童集会を開催し、「笑顔いっぱい宣言」（いじめ撲滅宣言）を行う。

- ・ 11月に人権教育週間を設け（2週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- (5) 新型コロナウイルス感染への配慮
 - ・ 本人または保護者が感染した児童及び感染の疑いがある児童については、心身への多大な影響を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (6) 学校ホームページへの掲載
 - ・ 学校いじめ防止基本方針について、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

2 早期発見のための対策

- (1) 日常的なコミュニケーションの充実
 - ・ 教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
 - ・ 「日記」等を活用して、児童の実態把握と適切な指導に努める。
 - ・ 休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、「児童がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。
 - ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (2) 教育相談の実施体制
 - ・ 児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ①いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
 - ②第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
 - ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ④授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
 - ⑤教育相談日の設定（隔月1回）
 - ・ 「いじめ防止アンケート」を毎月行い、必要に応じて教育相談を実施する。また、「心のポスト」を設置し、児童一人一人の心に寄り添う。
- (3) 校内研修の実施
 - ・ 児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・ インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員・児童・保護者を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
 - ・ ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。
- (5) 生徒指導全体会での共通理解
 - ・ 「いじめ防止アンケート」の結果を、全職員に周知し、初期対応を共通理解する。

- ・専科や少人数指導、養護教諭等から児童の様子を報告し、気になる行動については対応を検討し、共通行動で指導にあたる。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校組織として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織として一貫した対応をする。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との具体的な連携方法を協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、草加児童相談所等）

(6) いじめの解消とは

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。
 - ①いじめに係る行為が、少なくとも3か月間止んでいること。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（面談等により確認する）

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」を設置する。

〈構成員〉校長・教頭・教務主任・生徒指導部員（教育相談部員）・養護教諭

〈活 動〉

- ①早期発見に関すること。（教育相談等）
- ②未然防止に関すること。
- ③対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める

取組。

〈開 催〉

月 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①三郷市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員〉校長・教頭・主幹教諭、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭

③「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。

⑤「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

(3) 学校評価項目への位置付け

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

附則 1 本方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則 2 令和 6 年 4 月 1 日より一部改正する。

附則 3 令和 7 年 4 月 1 日より一部改正する。